

消 防 災 第 3 2 号
平成14年3月22日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消 防 庁 防 災 課 長

林野火災に対する警戒の強化について（通知）

林野火災対策の推進については、平素から御尽力をいただいているところですが、例年、春先は空気が乾燥し、林野火災が全国各地で多発しています。

特に、本年1月1日から3月21日までに発生した林野火災で消防庁に報告されている焼損面積10ヘクタール以上又は空中消火を実施したものは、既に59件と平年を大きく上回っており、大変憂慮すべき事態となっております。

そこで、貴職におかれても、下記事項に配慮し、地域の気象状況等を踏まえ、報道機関との連携等を図りながら、林野火災の予防対策の充実を図るとともに、住民に対する火災防止の呼びかけ・火災発生時の被害拡大の防止等の対応に万全を期されますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村、消防本部に対しましても、広報車、防災行政無線の活用等による呼びかけや水利の確認、警戒体制の強化など、林野火災に対する警戒の強化について、早急に周知頂くとともに、特に火災発生時においては、消防防災ヘリコプターによる空中消火の積極的な活用を始め、必要に応じて早期の応援要請を行うなど対応に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 林野火災予防の徹底について

林野火災は、たき火、たばこ、火入れの不始末によるものが多くなっている。

このような状況を踏まえ、特に、週末や休日の前に、ハイカー等の入山者に対して、新聞、テレビ、ラジオ、広報誌等を通じ、また、インターネットを利用し、たき火、たばこの始末の徹底、車両からのたばこの投げ捨ての禁止等について重点的に広報を行うこと。

また、林業関係者に対し、林野火災防止の対応を適切に図るよう注意喚起を行うとともに、林内作業員に対し、火気管理の徹底を図るよう指導すること。

2 防災関係機関による警戒の強化について

出火を未然に防止するため及び出火による被害を最小限に防止するため、林野火災の発生するおそれのある地域における消防機関等防災関係機関による巡

視、警戒の強化を図ること。

3 林野火災拡大の早期防止について

林野火災が発生し、拡大のおそれがある場合には、近隣の市町村に対し、時期を失することなく応援要請すること等も含めて対策を強化し、火災拡大の早期防止を図ること。

4 空中消火の積極的な活用について

空中消火は、林野火災対策として非常に有効な消防戦術であり、最近では小規模な火災のうちから空中消火を実施し、早期消火に成功している例が増加しているため、空中消火の積極的な活用を図ること。

特に、消防・防災ヘリコプターについては、全国的にその配置が進んでいることもあり、その応援出動の早期要請を積極的に行うこと。

5 情報収集・連絡体制の整備について

林野火災のうち、

焼損面積10ha以上と推定されるもの

空中消火を要請したもの

住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの（災害対策本部が設置されたものなど）

については、火災・災害等即報要領に基づき即報を行うこととなっているので、迅速な報告に努めること。

また、休日、夜間においても、このような林野火災が発生した場合には、迅速な情報収集・連絡、指示が行えるよう適切な体制を確保すること。

問い合わせ先

消防庁防災課 加藤、永野

電話 03-5253-7525（直通）

03-5253-5111（代表）

内線7762

林野火災発生件数（1月1日～3月21日）

参考

焼損面積10ha以上または空中消火を実施した林野火災発生件数

（火災・災害等即報要領に基づく報告のあったもの）

	林野火災発生件数			
	1月	2月	3月21日ま	合計
平成14年	5	17	37	59
平成13年	6	8	9	23
平成12年	2	20	28	50
平成11年	15	16	6	37